婚姻届の記入例

都道府県名から記入してください。

氏は、婚姻前の氏を記入してください。

住所は略さず記入し、アパート名まで正確に記入してください。
住所や世帯主が同じ場合は、「夫（妻）に同じ」と省略することができます。
住所も異動する場合は、別途「住所異動届」の提出が必要です。

「夫の氏」に☑した場合、夫が戸籍の筆頭者となり、妻は夫の氏を称することとなります。
「妻の氏」に☑した場合、妻が戸籍の筆頭者となり、夫は妻の氏を称することとなります。

※戸籍の筆頭者とは、戸籍の一番最初に記載される人のことをいいます。

結婚式も同居もしていないときは、記入の必要はありません。

再婚のときは、直前の婚姻について記入してください。内縁のものは含まれません。

職業は、国勢調査の年以外は記入の必要はありません。

必ず**届出人本人が署名してください**。

届書を提出する年月日を記入してください。この日付が婚姻日になります。

婚　姻　届

令和〇年〇月〇日届出

山形県上山市　長　殿

受理	令和　年　月　日 第　号	発送	令和　年　月　日 長印
送付	令和　年　月　日 第　号		

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

		夫になる人	妻になる人
(1)	氏名（よみかた）	かみのやま　たろう 上山　太郎	やまがた　はなこ 山形　花子
	生年月日	平成11年1月1日	平成12年2月2日
(2)	住所（住民登録をしているところ）（よみかた）	上山市河崎一丁目1番1号 かみのやま　いちろう 世帯主の氏名　上山　一郎	山形市旅篭町二丁目3番25号　〇〇アパート101 やまがた　はなこ 世帯主の氏名　山形　花子
(3)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	山形県上山市河崎一丁目 70番地 筆頭者の氏名　上山　一郎	山形県山形市旅篭町二丁目 3番地 筆頭者の氏名　山形　花子
	父母及び養父母の氏名　父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	父　天童　将 母　上山　鶴子 養父　上山　一郎 養母	続き柄　長男 続き柄　養子
		父　山形　正男 母　紅子 養父 養母	続き柄　二女 続き柄　養女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☑夫の氏　□妻の氏	新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 山形県上山市河崎一丁目1番地
(5)	同居を始めたとき	令和〇年〇月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）	
(6)	初婚・再婚の別	夫　☑初婚　再婚（□死別　□離別　年　月　日）	妻　□初婚　再婚（□死別　☑離別　令和△年△月△日）
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫☑　妻☑　1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫☑　妻　2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫　妻☑　3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫　妻　4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫　妻　5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫　妻　6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8)	夫妻の職業（国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）	夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名（※押印は任意）	夫　上山　太郎　印	妻　山形　花子　印
	事件簿番号		

※押印は任意

住所を定めた年月日	
夫	年　月　日
妻	年　月　日

連絡先	電話　090（1234）5678 自宅・勤務先［　　］携帯

記入の注意

父母が婚姻中のときは、母の氏を省略することができます。
離婚等で氏が変わっているときは、現在の氏を記入してください。

…または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や…で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてくだ…

…または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意して…

成人の証人が２人必要です。外国人でも証人になることができます。

※押印は任意

証人		
署名（※押印は任意）	村山　治　印	村山　香　印
生年月日	平成11年3月3日	平成12年4月4日
住所	上山市元城内1番1号	左に同じ
本籍	山形県上山市元城内3番地	左に同じ

Point

婚姻すると親の戸籍から抜け、夫婦で新しく戸籍をつくることになります。
新本籍は、土地の地番号または住所の街区符号（住居表示区域のみ）に置くことができます。

〇土地の地番号に置く場合

（例）土地の地番が「**上山市河崎一丁目７０番地**」⇒ 本籍は「**上山市河崎一丁目７０番地**」
この場合、土地の地番と本籍は同じになります。分筆や合筆等で地番が変更になっていることもあるため、事前に確認しておいてください。

〇住所の街区符号に置く場合（住居表示区域のみ）

（例）住所が「**上山市河崎一丁目１番**１号」⇒ 本籍は「**上山市河崎一丁目１番**」
この場合、住所と本籍は同じにはなりません。

※本籍は現実の生活関係と一致する必要はなく、自由に設定することができます。ただし、新本籍に未記入や誤り等があると訂正をお願いする場合がありますので、とくに時間外に提出を予定されている方は、市役所で事前審査を受けることをおすすめします。

ご持参いただくもの

- □　婚姻届　１通
- □　本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）
  →確認できなかった届出人の方については、本人宛に後日通知を送付します。
- □　マイナンバーカード（お持ちの方で、氏が変更になる方）

※婚姻届と同時に住所異動の手続き（転入・転居・世帯主変更等）をする方は、次のものもご持参ください。なお、住所異動の手続きは時間外（土曜・日曜・祝日）は受付できませんので、ご注意ください。

- □　転出証明書（転入手続きをする方。「転入の特例」に該当する場合はマイナンバーカード。）
- □　国民健康保険被保険者証（国民健康保険に加入している方）
- □　マイナンバーカード（お持ちの方）

◎時間外に提出する場合の注意点

婚姻届は、平日の時間外や土・日・祝日等も提出することができますが、内容に不備があった場合、訂正をお願いすることがあります。円滑な手続きのため、できるだけ市役所で事前審査のご協力をお願いいたします。
また、本人宛に後日通知を送付しますので、ご確認くださいますようお願いします。

【不明な点はお問合わせください】
上山市役所　市民生活課　市民記録係
℡　０２３－６７２－１１１１（内線１１１～１１３）